

共通変更届（建設工事用）添付書類一覧表

共通変更事項		添付書類											備考			
		共通変更届書類送付票	共通変更届（建設工事用）	入札参加資格審査申請書（第A-2号）	建設業許可証明書（写し可）又は建設業許可通知書（写）	営業所一覧表	変更届出書	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）	使用印鑑届（本店登録用）	委任状兼使用印鑑届	I S O 認証書（写）及び附属書（写）	建設業退職金共済事業加入・履行証明書（写）	市町税の完納を証明する書類（写し可）（市町に追加登録申請する場合）	県税の納税確認書（写し可）（三重県へ追加登録申請する場合）	合併・事業譲渡・会社分割契約書（写）	
1	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査の受審）							○								経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）のみ送付。 （共通変更届は必要ありませんが、 <u>確認書類の右上余白に共同化統一業者コードを記入してください。</u> ）
2	希望業種の追加	○	○		○ ※1	○ ※2	○ ※3	○ ※1							○ ※4	※1：追加希望業種の許可を受けており、その業種の経営事項審査結果を受け取っていることが必要。 ※2：受任者を置いている場合は必要。 ※3：受任者を置いている場合で変更事項がある場合は必要。 ※4：合併、事業譲渡、会社分割に伴う場合は必要。合併・事業譲渡・会社分割に関する届出書を必ず添付してください。
3	希望業種の削除	○	○		○ ※5	○ ※2	○ ※3								○ ※4	※2：受任者を置いている場合は必要。 ※3：受任者を置いている場合で変更事項がある場合は必要。 ※4：合併、事業譲渡、会社分割に伴う場合は必要。合併・事業譲渡・会社分割に関する届出書を必ず添付してください。 ※5：許可の取消が伴う場合は、許可の取消通知を添付してください。
4	支店等の新規追加（共同受付参加団体のいずれにも登録していない本店又は支店等を追加登録する場合） ※四日市港管理組合に登録するには三重県への登録が必要です。	○	○	○			○ ※6	○ ※7	○ ※8	○ ※9	○ ※10		○ ※11	○ ※12		※6：受任者を置いて新規追加登録する場合に必要。 ※7：受任者を置いて新規追加登録する場合で変更事項がある場合に必要。 ※8：本店を新規追加登録する場合に必要。 ※9：受任者を置いて支店等で新規追加登録する場合に必要。 ※10：追加登録する支店等がISOを認証取得している場合に必要。 ※11：三重県内の本店又は支店等で新規追加登録しようとする場合に必要。 （四日市港管理組合への新規追加登録で、四日市市に本店又は支店等を有する者が申請する場合は、四日市市税に係る完納証明書が必要） ※12：三重県へ新規に追加登録する場合で、本店又は支店等に三重県税の納税義務がある場合に必要。 （四日市港管理組合への新規追加登録で、四日市市に本店又は支店等を有する者が申請する場合は、四日市市税に係る完納証明書が必要）
5	申請団体の追加（すでに共同受付参加団体のいずれか一つ以上に登録がある本店又は支店等で登録していない他の団体へ追加登録する場合） ※四日市港管理組合に登録するには三重県への登録が必要です。	○	○										○ ※13	○ ※14		※13：三重県のみすでに登録があり、市町又は四日市港管理組合に追加登録する場合で、追加を行おうとする本店又は支店等が三重県内に所在する場合に必要。 （四日市港管理組合へ追加登録する場合は、四日市市に本店、支店等を有する場合のみ必要） ※14：市町のみすでに登録があり、三重県に追加登録する場合で、三重県内に本店又は支店等を有する場合に必要。 ※団体によっては、個別に必要となる添付書類がありますので、変更要領や各団体に問合せするなどして確認してください。
6	申請団体の一部抹消	○	○													
7	I S O 認証取得	○	○							○						ISOの更新については、共通変更届の提出は必要ありませんが、 <u>確認書類の右上余白に共同化統一業者コードを記入してください。</u>
8	I S O 登録抹消	○	○													
9	建設業退職金共済事業加入										○					共通変更届は必要ありませんが、 <u>確認書類の右上余白に共同化統一業者コードを記入してください。</u> （注）加入「有」から「無」に変更する場合の手続きについては、 <u>共同化受付窓口までお問い合わせください。</u>

※「県税の納税確認書（写し可）又は市町税の完納を証明する書類（写し可）」については、変更申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限りします。

※「建設業退職金共済事業加入・履行証明書（写）」については、受注状況等により当該証明書が発行されない場合に限り契約者証の写しでも可とします。

※提出された添付書類において変更内容が確認できない場合は、その内容の確認が可能な書類の提出を求めることがあります。